

「ケータリングカー(移動販売車)」による 飲食品販売サービス「パークキッチン」出店要項

1 目的

公園等のオープンスペースを活用した魅力づくりの一環として、「ケータリングカー(移動販売車)」(以下「ケータリングカー」と称す。)を利用した飲食品販売サービス「パークキッチン」を行い、これまで推進してきた利用者の利便性の向上と公園等の魅力をさらに高めることを目的とします。

2 登録

資格

次の要件を全て満たす者に限り登録申込みをすることができます。

- ・ 埼玉県の定める移動販売車の営業許可がある者
※さいたま市、川越市、越谷市、川口市の営業許可は不可
- ・ 食品衛生責任者の資格を有する者

※出店には、事前に登録の手続きが必要です。

方法

別紙の登録申込書に必要事項を記入し、営業許可証の写し、食品衛生責任者の資格を証明するものの写し、車検証の写しを添えて、郵送、電子メール、直接持参のいずれかの方法で当会社まで提出してください。

有効期間

登録の有効期間は、登録申込年度を含め3年度間です。

※登録内容(営業許可証の有効期限など)に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

3 出店申込

当会社が指定する申込方法とします。

4 出店日及び出店時間

当会社が指定する日時とします。

5 出店場所及び区画

当会社が指定する場所及び区画とします。

6 出店料

当会社が指定する下限金額及び出店事業者に提案していただいた金額の合算金額とします。

7 キャンセル料

出店日確定後に出店者の都合によりキャンセルをする場合は、下記料金(小数点以下切り上げ)をお支払いいただきます。お支払いいただけない場合は、次回以降の出店をお断りします。

- | | |
|---------------|--------------|
| ・ 出店日14日前 | 無料 |
| ・ 出店日13日前～ 前日 | 提示された出店料の1/2 |
| ・ 出店日 当日 | 提示された出店料の満額 |

8 出店者の選考方法

1日の出店区画数を超過する申込みがあった場合は、以下の選考基準(優先順位)に基づき出店者を選定します。

- ① 販売品目が魅力的であると当社が判断した出店事業者
(例) 季節感のあるもの、流行しているもの、特色のあるかき氷やスープ
- ② 提示した出店料が最も高い出店事業者
- ③ 公共性・公益性が高い法人若しくは企業又はこれらに準ずる団体
- ④ 朝霞市民又は朝霞市内の出店事業者

※ 全ての販売品目が同一の店舗の重複出店は認めません。

※ 条件が同じ出店事業者が複数ある場合は、抽選により決定します。

※ 上位の出店事業者から辞退の申出があった場合は、条件の良い出店事業者順に繰上げ出店を告知します。

9 その他

- ・ 出店者が虚偽の申請をした場合や第三者譲渡・貸与をした場合は、登録を停止させていただきます。
- ・ この要項及び募集概要に定めのない事項は、当社の指示に従ってください。

10 試行期間

平成30年度から令和元年度までを試行期間として実施します。